

大島商船高等専門学校学業成績の評価並びに進級及び卒業の認定に関する規程

制 定 昭和 62 年 4 月 1 日

第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、大島商船高等専門学校における学業成績並びに進級及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第 2 章 出欠席

第 2 条 出席、欠席等については、次の各号の場合を表し、学生準則第 15 条または第 16 条により取り扱う。

- (1) 欠席とは、出席すべき日に欠席した場合
- (2) 欠課とは、その授業時間に欠席した場合
- (3) 遅刻とは、その授業時間に遅れて出席した場合
- (4) 早退とは、その授業時間の途中で退席した場合
- (5) 忌引とは、父母、親族の喪に服するため欠席した場合

第 3 条 次の各号に該当する場合は、出席扱いとする。

- (1) 災害、交通事故、その他やむを得ない事由による欠席等が本人の手続きにより、その事実が確認された場合
- (2) 公式戦対外試合出場等校長の許可があった場合
- (3) その他教員会議において教育上必要と認められ、校長の許可があった場合

第 4 条 学則第 26 条による出席停止の期間及び学生準則第 16 条による忌引日数は出席すべき日数から除外して扱う。

第 3 章 試 験

第 5 条 試験は、定期試験、中間試験、追試験（第 6 条）及び追認試験（第 15 条）とする。

第 6 条 追試験は、次の各号のいずれかの事由により、定期試験又は中間試験を受験できなかった者に対して実施する。

- (1) 病気（医師の診断書を必要とする。）
- (2) 忌引（学生準則第 16 条による。）
- (3) その他やむを得ないと認められた事由

2 追試験を受けようとする者は、科目担当教員に申し出なければならない。
ただし、平常の成績、出席状況等を考慮して評価することができる場合は、追試験を実施しないこともある。

第 4 章 学業成績の評価

第 7 条 学業成績は、その期間中の試験成績、平常の学習状態及び成績、出席状況等を総合して評価し、成績会議において認定する。

第 8 条 平素の履修状況等で評価できる科目については定期試験又は中間試験を行わないことがある。

第9条 各科目について、原則として1単位あたり20時間（年間授業時数の3分の2）以上の出席をもって履修したものと認定する。

2 履修が認定された科目について、学業成績を評価する。

第10条 学業成績の評価は、優・良・可・不可の標語をもってし、次の評点区分による。

優 80点以上

良 66点以上 80点未満

可 60点以上 66点未満

不可 60点未満

2 授業時数の5分の1を超えて欠席した履修科目については、原則として成績評価を「不可」とし、当該科目を未修得とする。

3 追認試験の成績により学業成績を再評価する場合は、60点以下とする。

第11条 第9条の規定により履修を認定した科目の学業成績の評価が60点以上の場合には、当該科目を修得したものと認定する。

第12条 次の各号の一に該当する科目については、当該試験の成績を0点とする。

(1) 正当な理由なく試験に欠席した科目

(2) 答案を提出しなかった科目

(3) 停学中のため試験を受けることができなかった科目

第13条 試験中不正行為をした者に対しては、その時以降の受験を停止し、当該試験期間中の全科目の試験成績を0点とする。

第5章 課程の修了

第14条 校長は、進級認定会議において、次の各号のすべてに該当する者について、当該学年の課程の修了を認定する。

(1) 学則に定める当該学年の必修科目及び修得最低単位数に相応する選択科目を履修していること。

(2) 修得累計単位数が次の基準を満たしていること。なお、下記の単位数には別に定める特別学修単位を含めることができるものとする。

① 商船学科

第1学年：23単位以上、第2学年：57単位以上、第3学年：91単位以上、

第4学年：109単位以上、第5学年：147単位以上

② 電子機械工学科

第1学年：22単位以上、第2学年：54単位以上、第3学年：86単位以上、

第4学年：120単位以上、第5学年：167単位以上

③ 情報工学科

第1学年：22単位以上、第2学年：54単位以上、第3学年：88単位以上、

第4学年：123単位以上、第5学年：167単位以上

(3) 第3学年以下の者については、特別活動の履修状況が良好であること。

(4) 当該学年において、欠席日数が原則として30日以内（商船に関する学科においては席上課程が6ヶ月の学年の場合は15日以内）であること。

ただし、遅刻及び早退2回を欠課1時間に、欠課7時間を欠席1日に換算して取り扱う。

第15条 未修得の科目を有するまま学年の課程修了を認められた者の当該科目については、本人の願い出により、追認試験を実施する。

2 追認試験は原則として当該年度の3月に第1回目を実施する。

3 追認試験を受けようとする者は、4月末までに追認試験受験願（別紙様式）を校長に提出しなければならない。

4 実技、実習、実験を伴う科目については、原則として追認試験は実施しない。

第6章 留 年

第16条 学年の課程修了を認定されない者は、原学年に留まる。この場合において、原学年において修得した単位は全て無効となり、原学年の課程を再履修するものとする。ただし、修得した選択科目については留年した場合でも単位を認定することがある。

第7章 卒 業

第17条 校長は、卒業認定会議において、次の各号のすべてに該当する者について、卒業を認定する。

(1) 学則に定める各学年の必修科目及び修得最低単位数に相応する選択科目を履修していること。

(2) 修得累計単位数が167単位以上（そのうち、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）であること。ただし、商船学科については、修得累計単位数が147単位以上（そのうち、一般科目75単位以上、専門科目62単位以上）であること。

(3) 卒業研究を修得していること。

(4) 商船学科については、大型練習船実習課程を修了していること。

(5) 前号の規定にかかわらず、大型練習船実習課程のうち卒業年次の6月については、疾病等やむを得ない事由により履修することが困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める措置とすることができる。

第8章 雑 則

第18条 この規程の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

大島商船高等専門学校学業成績並びに進級及び卒業の認定に関する規程（昭和60年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

2 平成4年度において第2学年以上である者の累積不可単位数の取り扱いについては、第

14 条第 2 項第 2 号の改正規定にかかわらず、別に定める。ただし、第 5 学年の課程修了認定についての不可単位数は 5 単位以内であって、別に定めた累積不可単位数以内とする。

附 則

この規程は、平成 17 年 12 月 5 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 8 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 2 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条第 1 項第 2 号①の規定にかかわらず、平成 27 年度において商船学科第 4 学年である者の修得累計単位数については、106 単位以上とする。
- 3 第 14 条第 1 項第 2 号③の規定にかかわらず、平成 27 年度において情報工学科の第 2 学年以上である者の修得累計単位数については、第 3 学年は 87 単位以上、第 4 学年は 124 単位以上とする。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 14 条第 2 号③の規定にかかわらず、平成 28 年度において情報工学科の第 3 学年以上である者の修得累計単位数については、第 3 学年は 87 単位以上、第 4 学年は 124 単位以上とする。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

